

ラジオアイソトープを用いた諸検査

「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」（令和2年3月5日 厚生労働省告示第57号）

告示	通知
<p>通則</p> <p>区分番号 D292 及び D293 に掲げるラジオアイソトープを用いた諸検査については、各区分の所定点数及び区分番号 D294 に掲げるラジオアイソトープ検査判断料の所定点数を合算した点数により算定する。</p>	